

平成23年5月18日

於・総務省10階1002会議室

第966回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案について	1
3. 閉 会	1 5

開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

まず初めに、電波監理審議会の議事の公表について確認をさせていただきたく存じます。前回の審議会にて決定されたとおり、前回、平成23年4月13日の電波監理審議会分から議事録をホームページに掲載することといたします。あわせて、平成17年7月に決定された「電波監理審議会の議事の公表について」は廃止とさせていただきます。

何か、これについてご質問、ご意見等ございますでしょうか。特になければ、これに従って進めたいと存じますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 ありがとうございます。

それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局関係）

○東日本大震災に伴うデジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案について

○原島会長 では、報告事項といたしまして、「東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案について」につきまして、このたびの東日本大震災の被害状況等も含め、総務省から報告をいただきます。

川村電気通信技術システム課企画官、奈良放送政策課長及び吉田地上放送課

長から報告をお願いいたします。

○川村電気通信技術システム課企画官 電気通信事業部電気通信技術システム課の川村でございます。

まず、お手元の資料の東日本大震災における通信の復旧状況という資料をごらんいただきたいと思います。電気通信に関する東日本大震災における被害状況及び復旧状況でございますが、今週月曜日の時点で、NTT固定電話の交換局及び携帯電話の通話エリアに関しましては、4月の末までに一部の地域、これは福島第一原発の周辺地域ですとか、一部の島嶼部、工事が困難な地域等、こういったところを除いて、復旧いたしております。ただし、NTTの交換局と利用者宅の間の通信回線につきましては、いまだ切断しているところもございますので、こういったところにつきましては、地域の復興、特にこれは三陸の沿岸地域でございますけれども、こういった地域の復興とともに自治体と連携しつつ、事業者の方で引き続き復旧の対応を行っているところでございます。

具体的な数字でございますけれども、NTTの固定電話に関しましては、現在、沿岸部を中心に約1.2万回線が不通の状況。ただし、ピーク時、3月13日の時点では約100万回線が不通でございましたので、それも1%強ぐらいまでになっております。それから、あとは事業者の対応状況としては災害用の伝言ダイヤルですとか、特設公衆電話、こういったものを避難所に設置するですとか、今回、広域で停電が発生いたしましたので、移動電源車等を東北各県へ配備するなどの対応を行ってきているところでございます。

続きまして携帯電話でございますけれども、これも今週月曜現在で、493基地局が停波しております。ただし、これもピーク時、これは3月12日でございますが、その時点では約1万4,800局が停波していたところでございまして、これもほとんどが復旧している状況でございます。内訳につきましては、NTTドコモが306、KDDIが110、ソフトバンクモバイルが77基地

局が、現在停止。イー・モバイルに関しましては、既に復旧済みでございます。

事業者の対応状況といたしましては、災害用伝言板サービスといったものを、震災時から提供しております。それから、三陸沿岸の基地局が津波等で倒壊してしまったところには、車載型の移動基地局を配備して、携帯電話のサービスを提供しているところもございます。それから、衛星携帯電話を自治体等に無償貸与等しているところもございます。また総務省につきましても、災害対策用移動通信機器、これはMCAですとか、簡易無線でございますが、こういったものを870台、無償で貸与しているところもございます。

あと、2枚目、3枚目、4枚目は各県の現在の復旧状況といたしますか、不通の地域の状況でございますが、ごらんいただきますとおり、ほぼ復旧いたしておりまして、あとは、この移動基地局で代替的にサービスを提供しているところにつきましても、もともとの基地局を復旧させて、それで完全復旧ということになるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○奈良放送政策課長 続きます、放送政策課長、奈良でございます。

東日本大震災テレビジョン中継局の停波状況という1枚紙でご説明させていただきます。発災直後、把握している範囲では、最大で120カ所のテレビジョン中継局が一時ダウンいたしました。最新の状況では岩手県もすべて復旧しておりまして、宮城県の3局のみ停波という状況でございます。宮城県の3局、エリア的に言うと、大体世帯数が全部で合計400世帯ですが、このうち2局は停電によるアナログ中継局のダウンでございまして、商用電源が復帰すれば復帰するというところでございます。

南三陸町にあります、志津川新井田デジタルテレビ中継局が津波にやられておりまして、復電したらすぐ復旧するという状況ではございませんが、エリアとしてやられておりますので、そこは全体の復興という流れの中での対応にな

ろうかと思っております。ちなみに、ここはアナログとデジタルの両方がありまして、アナログのほうは復電によりまして既に復旧しております。完全に流されているのがデジタルの方でございますけれども、詳細の地図はつけてございませんが、これはかなり狭いエリアをカバーしておりまして、基本的には避難所等がありますエリアに関しましては、別に志津川デジタル中継局がカバーしておりますので、避難所におられる方々はテレビが見られる状況になってございます。

ちなみに、それ以外の取り組みにつきまして補足させていただきますと、まず被災地自治体が臨時災害放送局をいくつか開設しております。FMを使った災害情報提供の音声放送局でございますけれども、延べで23市町村が開設しておりまして、これらすべて速やかな許可という態勢で、総務省としての対応としております。

加えまして、ラジオ機器の提供につきまして、もう一点補足させていただきます。発災直後に、私どももメーカー等に要請をいたしまして、延べ、合計約4万台程度が現地に提供されております。加えまして総務省におきましても、22年度予算を活用いたしまして、プラス1万台程度のラジオ端末を現地に提供してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○吉田地上放送課長 地上放送課長でございます。

続きまして、東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案につきまして、ご説明させていただきます。小さいダブルクリップで右上にとめてある資料でございます。下についております冊子は法律案そのものと参考資料でございますので、この1枚紙に基づいて説明させていただきます。

震災発生以降、私どもといたしましては、この震災が地デジ対策、地上放送

のデジタル化対策にどのような影響を与えるかについて、状況を調査してまいりました。デジタル中継局につきましては、先ほど放送政策課長から説明申し上げましたとおり、津波により1局が流出している。ただ、そのカバーしている範囲は非常に限定的であるというところでございます。そのほかにもケーブルテレビが3事業者におきまして、流出ないし一部損壊というところがございます。いずれも、ケーブルテレビにつきましては宮城県と岩手県でございます。一方で、いわゆる受信環境につきましては、例えば共同アンテナを設置してごらんいただいているところ、それをデジタル化取り組みをしているところということがございます。これも沿岸部におきましては、一部流出していると推計してございます。

一方で津波による流出地域におきましては、そもそも今、そこに居住できない状況でございますので、デジタルであるかアナログであるかにかかわらず、そこにお住みになれない状況でございます。デジタルへの切りかえという観点からは、直接の影響がないという状況でございますけれども、実際上の問題としては、そこら地域から避難をしている方々、仮設住宅であるとか民間借り上げ住宅など、もちろん、まだ避難所にもいっぱいいらっしゃいます。あるいは公営住宅などに入っているわけですが、そういうご家庭に対しましては、これは国の取り組みではございませんが、日本赤十字社さんが、デジタルテレビを含む家電セットを寄贈いただく取り組みをいただいていると伺っております。したがって、そういう仮設住宅などに避難なさった方につきましては、そういう中でデジタルテレビを見られる環境にあるというのが実情でございます。

一方で、さまざまな共同アンテナなどの被害状況なども調べてまいりましたけれども、岩手、宮城、福島につきましては、その3県におきまして、共同アンテナ、あるいは家のアンテナ、戸建て住宅のアンテナなどが壊れてしまい、

修繕が必要であろうと推計されるものにつきましては、大体3県で約1万5,000世帯ぐらいと推計しております。

一方で、もともと、この震災時期から、つまり3月から7月までにかけて、7月の完全デジタル化に向けまして、本来対策をしなければならなかった共同アンテナの改修であるとか、あるいはアナログは届くけれどもデジタルは届かない地域の新たな難視対策などにつきまして、そういうものも、その3県におきましては随分残っております。もともと3月から7月まで取り組まなければならなかったのが、大体4万5,000世帯ぐらいございます。したがって、対策が残っていた約4万5,000世帯と壊れたりいたしました1万5,000世帯、合わせまして約6万世帯が、3県において地デジ対応を今後していかなければならない主体として、残っている状況でございます。

その数自体、6万世帯というのは、本格的に取り組むを行えば対策を行えない数ではございません。デジサポなどがフル稼働していけばできるものがございますけれども、実情といたしましては、こういう山間部における地元住民との話し合いをして、対策を行っていくに当たりましては、私どもの支援センターであるデジサポとともに、市町村であるとか、地元の自治会であるとかに、ご協力いただきながら取り組んできたところでございます。ご存じのとおり、地元の自治体、市町村や自治会などは、そういう地域の復興と、あるいは避難者対策などに、今、そちらが最優先でございまして、そういう取り組みができない状況でございます。デジサポによる取り組みというのも一部は再開は、もちろん、できる部分はしておりますけれども、それも非常に限定的になっている状況にございまして、この残った6万世帯につきまして、今年7月までに対策を行うめどが立たない状況にあるということでございます。

また、これはアンテナなどの受信環境ということでございますが、当然、ご家庭の中のテレビにつきましても、デジタル対応をしていただかなければなり

ません。全国的には、昨年12月の数字で大体95%ぐらいまで、デジタル受信機が普及してきたわけですが、この3県におきましては、比較的それよりも低めの数字でございました。90%前半の普及率で、そこを7月までに追いつかなければならないということでもございましたけれども、それを行うに当たっては、例えば高齢者宅への訪問などにおきまして、やはり先ほど申し上げた自治会長さんとか、あるいは民生委員の皆さんなどにもご協力いただいて、地元の電気屋さんなども含めて、デジサポが中心とはなってまいりますけれども、地域の民間のお力をお借りしながら、取り組んできたところでございますが、そういう働きかけも、今、正直、できない状況にあるというところでございます。そういうアンテナ面、あるいは受信機面、両方において、デジタルに円滑に移行するための取り組みが、今、できないという状況でございます。

また、この検討の過程におきましては、地元の自治体、県などからもご意見を伺いましたけれども、やはりこの3県については、今、地デジ対策ができる状況でないので、ぜひとも延ばしてほしいというご意見もございました。そこらの事情を総合的に判断いたしまして、私どもとしてはこの3県については、一定期間、アナログ停波を延期しなければ円滑なデジタル移行はできないという判断に至った次第でございます。したがって、5月10日、先週の火曜日になりますが、こちらにございます法律案を国会に提出したところでございます。

法律案の内容について、概要をご説明申し上げます。矢印の下にございます、措置事項というところでございます。岩手県、宮城県、福島県、この3県におきます地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備を円滑に行うため、以下の措置を講ずる。

(1) ということ、電波法におきまして、アナログ放送からデジタル放送

への移行期間を10年間と法律上、定めております。その始期というのは、告示で定まっておりますが、その始まりの始期が平成13年7月25日でございます。その10年後の今年7月24日が、このアナログ放送用の周波数の使用の期限になってございます。この周波数の使用の期限を、平成24年7月24日を限度として延長することができるというのが1点目でございます。2点目は免許に関してございまして、その周波数の使用の期限を延ばしたときに、免許の有効期間もすべて今年の7月24日までになってございますので、それを自動的に延長させるというものでございます。

(3)につきましては、普通、放送局を開設した場合は、電波利用料を徴収しているわけでございますけれども、(2)で免許の有効期間を延長した放送局につきましては、電波利用料の納付を要しないということでございます。

最後に、本来であれば今年7月にアナログ放送を終了し、アナログ放送に要する費用が発生しないということございしましたが、それが震災により発生することになりますので、民放において、これに係る費用につきまして、電波利用料を当てることができるようにするという、電波利用料の使途の追加でございます。

以上4点を内容といたします、法律案を出させていただいているところでございます。現在、まだ国会審議には至っておりませんが、できるだけ早期の成立を私どもとしてはお願いしているところでございます。

なお、本日ご報告させていただいておりますのは、当然、放送のデジタル化自体が周波数の有効利用につながるということで、電波監理審議会のさまざまな審議にも影響を及ぼすという、大きな観点が1つでございますけれども、もう一つ、措置事項の(1)にございます、来年の7月24日を限度として延長することができるかとされておりませんが、法律上は1年間を上限として法定しております。実際の延期期間は、先ほど告示と申し上げましたが、

周波数割当計画、放送用周波数使用計画、放送普及基本計画、これは改正放送法後は、基幹放送普及計画という名称になりますけれども、そういう3つの告示を変更し、その中で実際の周波数の使用の期限を定めることになってまいります。これらの告示の変更につきましては、電波監理審議会の必要的諮問事項となりますので、法律が成立後、速やかに適当な延期期間を検討させていただいた上で、審議会にもお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。

3件、通信インフラの被災状況・対応状況、放送インフラの被災状況・対応状況、そして法律案のご説明をいただきました。

どういたしましょう。まず1つずつ、ご質問、ご意見があれば何うことにいたしましょうか。まず、通信インフラの被災状況及び対応状況についてでございますが、いかがでございましょう。

現在、NTT固定電話は1.2万回線が沿岸部を中心に不通である。携帯電話は合わせて493基地局が停波中であるということですが、どうなのでしょう。か、この不通というのは、そこに人がおられながら不通なのか、それとも非常に残念なことに、そこはもう現在なかなか人がおられないような場所になっていて不通なのか、それはどうなのでしょう。

○川村電気通信技術システム課企画官 お答えさせていただきます。固定電話に関してでございますが、お手元の資料の3ページ目と4ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、岩手県は固定電話に関しましては、交換局まではもうすべて復旧しておりますので、宮城県と福島県になりますけれども、宮城県は三陸沿岸の島、女川町のところのちょっと沖にある出島、それから江島という、この2島の交換局が現在まだ復旧していない状況ですので、ここのエ

リアの固定電話がまだ不通の状態でございますが、ただ、ここは津波の影響で、被災の状況がかなり厳しい状況にあるように聞いておりました、まだ住民の方が復帰できているかどうかは、ちょっとそこははっきりはわからないのですけれども、ただ、かなりまだ瓦れきなどが散乱している状況だというふうには聞いております。

あとは4ページ目でございますけれども、福島県の福島第一原発の20キロ圏内の浪江町、双葉町、大熊町でございます。ここも交換局がまだ復旧していないため、このエリアは固定電話は不通の状態でございます、ここも、もう今は警戒区域になっておりますので、人は原則、立ち入りはできないことになっております。

○原島会長 作業をされている方以外は、ということでしょうか。

○川村電気通信技術システム課企画官 作業されている方以外は、立ち入りできない状況でございますので、そういった意味からしますと、基本的に人が住んでいらっしゃるようなところは、交換局までは通信ができる状況になっておりました、あとはアクセス回線です。そこのところを個別に修復していくことによって、固定電話に関してはつながるようになるという状況でございます。

○原島会長 この、交換局と利用者宅間の通信回線の切断等をしているところもありということですが、この利用者宅というのは、お住みになっていて、通信回線が切断しているのか、やっぱりこの利用者宅も、津波等でこの方は避難されていて、そこにはだれもおられないのか、その辺はどうでしょうか。

○川村電気通信技術システム課企画官 基本的にアクセス回線に関しましては、N T Tの局の方で全部が把握できるようにはなっておりませんので、住民の方がお帰りになって、そこで電話がつかないということでお問い合わせをされる。そのお問い合わせを受けて、N T Tのほうで原因を調べて復旧させてい

くという作業になりますので、基本的に住民の方からお問い合わせがあれば、順番等ありますけれども、そこは速やかにN T Tは作業をして、復旧させていくということで順次、取り組んでいるところでございます。

○原島会長 何かございますでしょうか。

○前田代理 いいですか。今の、福島の地区の原発で避難されている地域は局も被害を受けているということなのですね。

○川村電気通信技術システム課企画官 はい。ここは局も被害を受けていると聞いております。

○前田代理 局も被害を受けているし、住民の方々もいらっしゃらないということですね。

○川村電気通信技術システム課企画官 はい。

○前田代理 なるほど。

○原島会長 その被害、もし地震による被害であれば、何らかの工事が必要かもしれないわけですが、今、それはできない状況になっているということでしょうか。

○川村電気通信技術システム課企画官 はい。もう人も原則、立ち入れない状況でございますし。

○原島会長 ということですね。

よろしいでしょうか。

○前田代理 先ほどの法律で言うと、地震と原発避難地域は、何か区別はしていないのですか。

○吉田地上放送課長 特段してございません。

○前田代理 地域だけであるということですか。

○吉田地上放送課長 はい。

○原島会長 その3県をどうするというところで、そのもとの原因が云々という

ことではない。

○吉田地上放送課長 はい。

○原島会長 それでは次に、後でもしかしたらご質問があればお受けしますけれども、テレビジョン中継局についてはいかがでございましょうか。

これも停波がある。ほとんどの避難所というか、すべてですけれども、避難所に対して、人がおられるところについては、きちんとデジタルを中心に整備されているということかと思えますけれども。

よろしいでしょうか。

そういう避難所、被災状況及び対応状況があって、そのもとで地デジへの移行を、1年間を限度として延長することができるという法律案が国会に先週火曜日に提出されたということでございます。この法律案についてはいかがでございましょうか。ご質問があれば。

少なくとも3月までは、順調に進んでいたのが、今回の大震災があって、特に地デジへの移行は、地元の方の協力があるということであったわけですが、地元の方がやはり被災に対するいろいろな取り組みのほうが中心になって、なかなかこちらの方にはできないという事情も総合的に判断して、3県に限り1年間を限度として延長することができるということかと思えます。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

限度として1年で、先ほど6万世帯ぐらいだったら、そんなに時間はかからないだろうということもありましたけれども、今、目安などは全然つかないのでしょうか。6万世帯を地デジ化するのに要する、時間的なシミュレーションはされたのでしょうか。

○吉田地上放送課長 対策自体は、もともと3月から7月までやろうとしていたことが、6万のうち4万5,000世帯ぐらいの人たちということでございますし、この被災によって、壊れて直さなければならないところ、これもあくま

で推計でございますので、今、具体的にどのぐらいかというのは、さらに精査しておりますけれども、これも1万5,000世帯ぐらいですので、4万5,000世帯に比べて飛び抜けて多いわけではないということで、対策を本格的に始めることさえできれば、本来3月から7月まででやろうとしていたものが、プラスアルファになるのかならないのかという世界で済むのだと思います。あとは、そういうさまざまな地域の復興状況であるとか、居住環境というのが、どれだけ落ちついてくるかということで、これも当然、今年の7月24日までに、どの程度の期間を延長するか決めなければなりませんので、確実な見通しはできませんけれども、その時点で得られる、そういう情報を勘案して、期間を定めて提案させていただくことになるかと思っております。

○松崎委員 これを再延長する可能性は、この1年の間にはほぼない。

○吉田地上放送課長 1年間を限度とするのを、もう一年とか、そういう話ですか。

○松崎委員 そういう可能性はないのでしょうか。

○吉田地上放送課長 現時点で、地元の自治体のご意向とかも伺っている中で、この程度の期間があれば、最大でも十分ではないかと考えておりますが、こればかりは絶対ということは、もちろん申し上げられませんが、少なくとも現時点では十分かと考えております。

○松崎委員 わかりました。

○原島会長 万が一、そのような形になった場合には、もう一度法律案の改正ということになるわけです。

ほかにいかがでございましょうか。

この法律案は、国会の事項ですので、この審議会としては今回報告を受けるということなのですが、これが通りますと、その後、周波数割当計画、ほかの告示等が必要になって、それはこの電波監理審議会の審議事項になるということ

とです。したがって、告示も今度の7月24日より以前にきちんとできていませんと、7月24日から周波数割り当て等ができないみたいな、おかしなことになりますので、国会の審議ということなので、スケジュールは必ずしもはつきりしないかもしれませんが、間に合えば、次回のこの審議会、6月にかかるということですし、もしそれよりも遅くなるようなことがあれば、7月24日よりも以前に臨時の審議会等がもしかしたら必要になる。そういうことで、よろしいわけですね。

○吉田地上放送課長 もちろん7月も定例が予定されていると伺っておりますので、そういうことも含めまして、あとはスケジュール的にまたご相談をさせていただくことになるかと存じます。

○前田代理 これによって、電波の跡地利用についての計画は、仕様等については一部変更になると考えるべきですか。

○奈良放送政策課長 その点について、今、マルチメディア放送を所管している立場から、放送政策課より説明させていただきますと、いわゆるV-H i g h 開設計画を、既にこの電監審での審議・答申を経て認定しましたが、その計画では東北地方はちょっと遅いのです。東京はもちろん来年から始まる予定ですが、東北地方はもう一年程度遅くに始まる予定ですので、そういった意味での影響は小さいと思っております。ほんとうにそれだけかどうかというのは、今、事業者と詰めておりますけれども、マルチメディア放送V-H i g h の開始に関しては大きな影響はないだろうと考えております。あと、制度整備という意味で、当然、先ほど来、周波数割当計画等を、電監審にお諮りすることになるかと思いますが、私どもは、V-H i g h の開設指針の方を、多分、規定の整備的な話になるかと思いますが、これを改正する必要があるかどうかというのを検討しておりまして、必要があれば改めてこちらに、同時期にお諮りすることになるかと思っております。

以上でございます。

○渡辺電波政策課長 同じくVHF帯において、公共ブロードバンドシステム、いわゆる災害等でのブロードバンドの無線のシステムを導入するという事で、制度整備も終わりました、これから使うというタイミングになってございます。今、お話し東北3県以外の利用に関しては、何ら問題はございません。ただ東北3県におきましても、具体的ニーズとして挙げてきたのは、原発の地域ですとか、そういった地域ですと、実際は見ていらっしゃる住民の方々もいないということもございます。こういった意味で、公共ブロードバンドのシステムを使って、災害等に活用したいという声も、今回、出てきている状況でございます。そこは適宜、既存の無線局の干渉のない範囲で対応してまいりたいと考えてございます。

○原島会長 いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

まだまだ、これからいろいろ大変だと思いますが、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

閉 会

○原島会長 それでは、本日の審議会はこれにて終了といたします。

次回の開催は平成23年6月14日の火曜日、13時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)